

令和8年度
南阿蘇村企業雇用型地域おこし協力隊業務
仕様書

南阿蘇村役場農政課
令和8年6月

1. 業務の名称

令和8年度南阿蘇村企業雇用型地域おこし協力隊業務

2. 業務の目的

南阿蘇村（以下「本村」という。）では、豊かな湧水や広大なカルデラが育む農地を活かした農業が基幹産業となっているが、近年の農業従事者の高齢化や後継者不足の加速に伴い、地域の景観維持や農業基盤を揺るがす「耕作放棄地の増大」が深刻な課題となっている。

この課題解決に向けて、本村が委嘱する地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）と、協力隊を受け入れる民間企業等（以下「受入事業者」という。）が連携して、本村の耕作放棄地の解消・再生に関与するとともに、協力隊に対して農業の生産技術から経営管理まで「体系的な知識」を受入事業者が指導することで、民間活力の活用による農業振興と、将来的な協力隊の定住・定着を目指す。

3. 委託期間

令和8年7月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

4. 協力隊受入開始予定日

令和8年7月1日（水）

5. 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

- (1) 協力隊の日常的な労務管理
- (2) 協力隊への就農及び農業経営サポート
- (3) 耕作放棄地の解消に向けた取り組み
- (4) 協力隊の就農に必要な資格取得業務
- (5) 受入事業者の年間栽培計画に基づく協力隊の農作業従事

6. 受入事業者の責務

受入事業者は協力隊を雇用し、次の責務を果たすこと。

- (1) 協力隊の社会保険に関すること
- (2) 協力隊活動支援、管理、実績のとりまとめ
- (3) 協力隊活動に必要な情報収集・研究
- (4) 協力隊の地域への定住のためのサポート
- (5) 協力隊の日常生活に関する助言や相談
- (6) その他協力隊の円滑な地域協力活動のために必要な事項

7. 委託料

協力隊の受入費用負担については、委託料として支払う。

協力隊報償費：1人当たり 350 万円×（雇用月額/12）

協力隊活動費：1人当たり 200 万円×（雇用月額/12）

※委託料の支払いについては、業務委託契約書によるものとする。

※上記経費を超えた場合は受入事業者の負担となる。

8. 協力隊の活動条件、福利厚生等

(1) 活動時間は月間120時間を基本とし、受入事業者との協議のうえ定めるものとする。

(2) 雇用関係は、労働関係法令の所定の手続きを遵守し、協力隊の健康保険、年金等の社会保険は、受入事業者が責任をもって対応すること。

(3) 協力隊活動費については、協力隊と十分協議を行い、受入事業者は誠意をもって対応すること。

9. 会計処理等

業務委託料等の会計処理については、次のとおり対応すること。

(1) 独立した口座を開設すること。

(2) 専用の帳簿（任意様式）を設け、費用区分に従い整理すること。

(3) 支出の根拠となる請求書、領収書及び振込依頼書等を保存すること。

(4) 業務に係る帳簿及び証拠書類等は、業務完了年度の翌年度から5年間保存すること。

10. 活動報告等

(1) 受入事業者は、協力隊と協議のうえ活動計画書を作成し、村が指定する期日までに村に提出するものとする。

(2) 受入事業者は、毎月の業務完了後、協力隊に地域おこし協力隊活動月報（以下「月報」という。）を作成させ、翌月の7日までに村に提出するものとする。

(3) 受入事業者は、業務完了後、協力隊に地域おこし協力隊活動年報（以下「年報」という。）を作成させ、令和9年3月31日までに村に提出するものとする。

(4) 協力隊が履行期間の途中で退任したとき、又は解嘱されたとき、受入事業者は、事由発生日から起算して10日以内に経緯報告書及び実績報告書を作成し、村に提出するものとする。

11. 実績報告等

受入事業者は、業務完了後、以下の書類を作成し、村に提出するものとする。

(1) 実績報告書

(2) 活動が確認できる書類

- (3) 本業務に係る収支状況が確認できる書類
- (4) その他村長が必要と認める書類

12. 調査等

本村は、業務委託料の処理状況及び業務の実施内容について、受入事業者に対し、調査し、報告を求め、又は当該業務委託料及び業務の実施につき適正な履行を求めることができる。

13. その他

地域おこし協力隊の活動の中でトラブル等、活動に影響を与える事態が発生した場合は、速やかに村に報告するものとする。